平成２２年（フ）第１１２号
福岡県田川郡香春町大字中津原398番地１
債務者　佐屋　一夫
１　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１３６号
福岡県田川郡川崎町大字川崎150番地12　手嶋アパート３号、住民票上の住所福岡県田川郡川崎町大字川崎224番地の１
債務者　山口　道春
１　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第５７２号
大分県津久見市大字千怒3560番地
債務者　和田　敏行
１　決定年月日時　平成22年10月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１１８号
鹿児島県肝属郡肝付町南方154番地１
債務者　日本テル子
１　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１１９号
神奈川県横浜市鶴見区小野町64―２　日本建設内Ｂ棟、住民票上の住所鹿児島県肝属郡肝付町南方154番地１
債務者　日本　政利
１　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１３４号
鹿児島県志布志市松山町新橋325番地、旧住所埼玉県川口市西川口３丁目31番12号　メゾン小林301号
債務者　岩元　孝雄
１　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第３９５号
沖縄県那覇市小禄１丁目42番13号　浦添アパート３―Ｂ
債務者　白保　　誠
１　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４２２号
沖縄県那覇市首里汀良町３丁目111番地１
汀良市営住宅２―803
債務者　仲里　美香
１　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５６号
宮城県登米市迫町佐沼字大網242番地　プルミエールクラス305号
債務者　芹澤　宥彰
１　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第２９５号
長野市東和田686―11　グレイスヒルズＣ、住民票上の住所長野市大字東和田914番地１サーパス東長野802号
債務者　所　　正彦
１　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０１号
兵庫県豊岡市幸町１番21号　グレースパラシオン203号室
債務者　圓越　広嗣
１　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第１０３号
兵庫県朝来市和田山町林垣200番地15、旧住所兵庫県朝来市和田山町寺内768番地40
債務者　安井　俊彦
１　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第３８２号
奈良県生駒郡安堵町大字西安堵９番地の19
債務者　池田　和子
１　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４２８号
奈良県大和郡山市小南町520番地１
債務者　森田千加子
１　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５０５号
奈良市三条町278番地
債務者　藤木なつ江
１　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５０６号
奈良市押熊町274番地、住民票上の住所奈良市神功５丁目２番地の12
債務者　杉本　雅史
１　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
奈良地方裁判所